

(避難場所開設・避難所運営マニュアル 資料編)

避難所運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)

令和2年7月 第1版

令和3年9月 第2版

北 秋 田 市

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、大地震や豪雨などの自然災害が発生した場合の避難所運営のあり方が課題となっています。

こうした状況下で災害が発生した場合に、避難所における感染リスクを下げるため、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける事前準備と避難所開設・運営の対応を適切に行う必要があります。

市では、既に作成している「避難場所開設・避難所運営マニュアル」の資料編として、秋田県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針」を参考に、「避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を策定しました。

災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、本マニュアルに沿った避難所運営を、適切かつ円滑に行うこととします。

北秋田市総務部総務課危機管理係

＜避難所運営に携わる方へのお願い＞

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症が流行している場合、避難所を運営する自治会や避難所派遣職員等が連携し、安全な避難所運営を行うため、以下のことに留意すること。

①可能な限り、感染症予防対策は自前で行う

⇒避難所用としてマスク等がある程度備蓄しているが、不足することも想定されるため、普段から衛生用品（マスク、消毒液等）の個人備蓄に努め、避難所に多めに持っていけるよう心がける。

②体調が悪い場合には、すぐに申し出る

⇒避難所を運営する立場であるが、体調が悪い場合は早めに申し出ることが重要である。自らが感染源にならないよう、躊躇なく申し出て、必要な処置（専用スペースへの移動、代替者の配置、市災害対策本部への連絡等）を行う。

目 次

第1章 平時の対策	1
1 住民への周知	1
（1）適切な避難行動をとるための周知	1
（2）備蓄品に関する周知	2
（3）健康状態に関する周知	2
2 避難所レイアウトの検討	3
3 物資・資材等の準備	3
4 避難所運営を行う職員等の安全の確保	3
5 避難所運営訓練の実施	4
第2章 災害時の対応	5
1 住民への周知	5
2 避難所における感染症対策	5
3 避難者の健康管理	6
4 発熱者等の対応	6
5 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	7
6 自宅療養者及び濃厚接触者の対応	7
7 在宅避難者等への支援	7
第3章 感染者への差別や誹謗中傷への対応	8
1 倫理的・人道的配慮	8
2 倫理的・人道的配慮のポイント	8

（添付資料）

【資料1】適切な避難行動5つのポイント（内閣府）

【資料2】あきた新型コロナ受診相談センターリーフレット

【資料3】避難所のレイアウト例

【資料4】手指衛生、咳エチケット、3密回避等啓発ポスター

【資料5】受付時健康状態チェックリスト

【資料6】滞在スペースと区画の振り分けについて

(空白ページ)

第1章 平時の対策

1 住民への周知

広報、ホームページ、防災ラジオや出前講座等により、以下の点について広く住民に周知する。

(1) 適切な避難行動をとるための周知

○自宅の安全確保

- ・防災マップやハザードマップを平時から前もって確認し、避難が必要かどうか、また、必要な場合はどのように避難するのかを考えておくこと。
- ・河川に近い場所や低い場所、急峻な斜面の近くなどはたとえハザードマップに図示されていなくても危険な場所があるので注意すること。また、建物の高さや構造によっても安全性は大きく変わること。

○「在宅避難」の検討

- ・自宅が浸水する可能性がない場所、土砂災害の危険がない場所、アパート等の上層階の場合には、在宅避難（その場に留まる）について検討すること。

○避難所以外への避難（「分散型避難」）の検討

- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊について検討すること。
- ・災害によっては車中泊やテント泊が適さない場合があることに注意すること。

○「警戒レベル」の意味を正しく理解してもらう

- ・風水害の危険が迫ってきた場合、その危険度に応じた「警戒レベル」が発表されること。



※内閣府リーフレットより

・避難に時間を要する人とその支援者や、特に災害の危険性が高いところにいる人は「警戒レベル3：高齢者等避難」の段階で避難を開始すること。

・「警戒レベル4：全員避難」の段階では危険な場所にいる人全員が速やかに避難することを意味すること。「全員避難」とは、すべての人が避難所に行くことを示したものではないこと。

※（参考）【資料1】適切な避難行動5つのポイント（内閣府）

（2）備蓄品に関する周知

今まで備えていた防災用品に加え、感染対策を念頭においた防災用品を追加するとともに、避難時に持参できるよう、備蓄品、防災用品の見直しについて住民へ周知する。

周知内容（例）

市の備蓄品にも限りがあります。避難をする際は、自分の必要なものは自分で持参しましょう。

また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、避難される方は、マスク及び体温計など感染症予防に必要な物を加えて持参してください。

避難時持出品チェックリスト（例）

- ☐マスク ☐消毒液 ☐体温計 ☐ウェットティッシュ ☐携帯電話
- ☐充電器 ☐懐中電灯 ☐携帯ラジオ ☐電池 ☐薬 ☐生活用品 ☐非常食
- ☐水 ☐携帯トイレ ☐身分証明書 ☐お金 ☐ヘルメット ☐通帳・印鑑

（3）健康状態に関する周知

避難時に発熱などの症状がある方や、新型コロナウイルスの感染の疑われる方などについては、「在宅避難」「分散型避難」等の避難所以外への避難を推奨するほか、「あきた新型コロナ受信相談センター」に連絡し、担当者の指示を受けるよう周知する。

※（参考）【資料2】あきた新型コロナ受信相談センターリーフレット

2 避難所レイアウトの検討

避難所ごとに、避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。

また、発熱や咳等の症状が出た避難者の専用のスペースやトイレは、できる限り一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

※避難所レイアウト（例）【資料3】

3 物資・資材等の準備

新型コロナウイルス感染症へ対応するため、必要な物資・資材をあらかじめ準備するよう努める。

【基本的な感染症対策用】

マスク、手指用消毒液（エタノール等）、除菌用消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤など

【避難者等の健康管理用】

非接触赤外線体温計（ない場合はわきの下用の体温計）、血圧計など

【避難所運営スタッフの防護用】

使い捨てビニール手袋、防護服、ゴーグル、フェイスガードなど

【その他資材等】

パーテーション、テント、折りたたみ式簡易ベッド、ダンボールベッド、仮設トイレなど

4 避難所運営を行う職員等の安全の確保

避難所運営を行う職員等の安全確保を図るため、保健師等による感染症対策の基本的知識等に関する研修の機会を設ける。特に、手袋・マスクの着用については、自身及び避難者を守るため、感染を防ぐための正しい着脱方法について習熟する。

＜手袋・マスクの着脱方法＞

- ① 手指を消毒する。
- ② マスクを鼻の形に合わせて装着する。
- ③ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。
- ④ 片方の手袋を脱ぐ。内側の清潔部分に触れないように注意する。
- ⑤ 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥ 廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦ マスクを脱ぐ前に手指消毒する。
- ⑧ マスクのゴム部分を持ってマスクを外す。マスク本体に触れないよう注意。
- ⑨ 廃棄物入れに距離を保って捨てる。

※新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン第三版（内閣府、令和3年6月16日）より

5 避難所運営訓練の実施

市主催の総合防災訓練や自主防災組織における避難所運営訓練等において、新型コロナウイルス感染症を想定した訓練項目を実施し、対応を確認する。

（想定される訓練項目）

感染者の隔離、避難所スペースの避難者間の距離確保、間仕切りの設置、避難者受付時の健康状態確認、防護服の着脱、共用箇所の消毒等

第2章 災害時の対応

1 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に、防災ラジオ、防災行政無線等で次の事項を周知する。

○第1章「1 住民への周知」に記載の内容

○臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等

2 避難所における感染症対策

避難所開設にあたっては避難所ごとに【資料3】を参照の上設営し、次の感染症対策を講じる。

○避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。

○水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。

○アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。

○飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクの着用を徹底させる。

○避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときには家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

○換気は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（1時間に2回以上）、2方向の窓を同時に開けて行う。窓が一つしかない場合はドアも開ける。換気扇があれば窓の開閉と併せて使用する。

○居住区では、個人（又は家族）ごとに2m以上の距離を確保し、パーティションや線を活用する。

○密集・密接を避けるため、避難者ごとに食事の時間をずらし、食事中はできるだけ会話を控えるよう周知する。

○簡易ベッドや布団等の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。

○避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。

○避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等を呼びかけるポスターを掲示する。【資料4】

○ウイルスが付着している可能性が高いごみ（使用済みマスク、手袋、ティッシュなど）は、処理する際に、直接触れない、しっかり縛って封をする、処理後はしっかり手を洗うなどの対策を行う。また、これらは他のごみと同様に一般廃棄物として処理するが、ごみ袋を二重にするなどの感染防止策に留意する。

3 避難者の健康管理

○避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行い、健康状態の確認を行う。また、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。

※避難所での避難者受付時に「受付時 健康状態チェックリスト」【資料5】を記入してもらう。

○健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は、専用のスペースに隔離し、医師の診察を受けさせる。

※「滞在スペースと区画の振り分けについて」【資料6】を適宜利用する。

○避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。

○車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

➤換気が十分行われているか注意する。

➤車中泊は、エコノミークラス症候群対策に注意する。

○高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

4 発熱者等の対応

○発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。

○発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる。

○発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。

○医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。

○発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。

○発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

5 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

○軽症の場合であっても、一般の避難所に滞在することは適当でないことから、事前受付で発症を確認した場合、災害対策本部へ連絡し、指示を仰ぐ。

○災害対策本部は、一般の避難所とは別の避難先、移送方法及び移送する際の役割分担・手順等について、管轄保健所及び消防の指示に従い、避難所へ速やかに対応方法を連絡する。

6 自宅療養者及び濃厚接触者の対応

○自宅療養を行っている感染者及び新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触者の避難方法・避難所情報等については、防災ラジオ、防災行政無線等により周知する。

7 在宅避難者等への支援

○救護所設置や食糧供給等の生活情報を防災ラジオ、防災行政無線等により周知する。

○在宅避難や車中泊による避難を行っている住民に対し、要請があれば食糧供給等の支援を実施する。

第3章 感染者への差別や誹謗中傷への対応

1 倫理的・人道的配慮

避難所では、感染者への差別や誹謗中傷、また誤った情報による混乱などが予想される。倫理的・人道的観点からの配慮や対応、適切な情報提供のあり方についても、検討の上、関係者に広く周知しておく。

2 倫理的・人道的配慮のポイント

○高齢者、障がい者、妊産婦、発熱・咳等の症状のある人及び濃厚接触者等、それぞれ専用の避難所を設定する場合は、人権に配慮して、「感染者を排除するのではなく、感染症対策上の対応であること」等を周知する。

○感染症に対する偏見や差別を阻止するため、個人情報の管理を徹底する。

○感染防止のための隔離や停留は、公共の利益のために個人の行動が制限されることから、個人の生活の質が損なわれないように配慮する。

○感染者、家族、避難所運営を行う職員等の「不安」や「恐怖」は感染防止対策の妨げになり、偏見や差別の要因ともなるため、個々の事情に合わせた解決策を考え対応する。

参考：「新型コロナウイルス感染症流行時の患者・家族・職員への倫理的配慮」

（国立国際医療研究センター病院国際感染症センター）

http://dcc.ncgm.go.jp/core/pdf/20200221_1.pdf

(添付資料)

【資料1】適切な避難行動5つのポイント（内閣府）

【資料2】あきた新型コロナ受診相談センターリーフレット

【資料3】避難所のレイアウト例

【資料4】手指衛生、咳エチケット、3密回避等啓発ポスター

【資料5】受付時健康状態チェックリスト

【資料6】滞在スペースと区画の振り分けについて

(空白ページ)

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は
避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が
変更・増設されている可能性があります。
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しない
よう周囲の状況等を十分確認して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ

検索

避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル**3**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル**3**が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル**4**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル**4**が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

11月16日(月)から 発熱等の症状がある場合の

相談・受診方法



発熱等の症状が生じた方

- 不安に思う方(感染予防対策が知りたい、感染したかもしれない)
- COCOA(厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ)の通知があった方
- 秋田県版新型コロナ安心システムからLINEの通知があった方

かかりつけ医が
ある場合

受診前に必ず
電話相談

- ◎かかりつけ医がない場合
- ◎相談する医療機関に迷う場合
- ◎土日や夜間等でかかりつけ医が休診の場合

電話相談

電話相談

あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)

24時間受付

018-866-7050

8:00~17:00(毎日)

018-895-9176 0570-011-567

※診療・検査が可能な医療機関は非公表のため
コールセンターで御案内します。

かかりつけ医・地域の身近な医療機関

診療・検査ができない医療機関

紹介

紹介

診療・検査が可能な医療機関

診療

●過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。 ●持病の治療や予防接種・健診等の健康管理は重要です。 ●医療機関では感染防止対策が行われています。

NO! コロナ差別

新型コロナウイルス感染について、不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNS等での誹謗・中傷が見られます。こうした行為は人権侵害です。正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。

新型コロナウイルスと闘う

医療に関わるすべての皆さまへ感謝を

ありがとう
ございます

新型コロナ感染拡大防止のため、ご利用・ご活用ください

秋田県 LINE 公式アカウント

秋田県一新型コロナ対策
パーソナルサポート
新型コロナウイルスに関する
情報をお知らせします



<https://line.me/R/ti/p/%400885tzcfnf>

秋田県版新型コロナ安心システム

県内の施設やイベント会場
等で感染が確認された場合、
必要な情報をLINEメッ
セージでお知らせします



<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770>

接触確認アプリCOCOA

厚生労働省ホームページ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoe_00138.html

新型コロナ関連情報

美の国あきたネット
生活支援、事業者向け支援等
を含む、新型コロナウイルスに
関する情報について

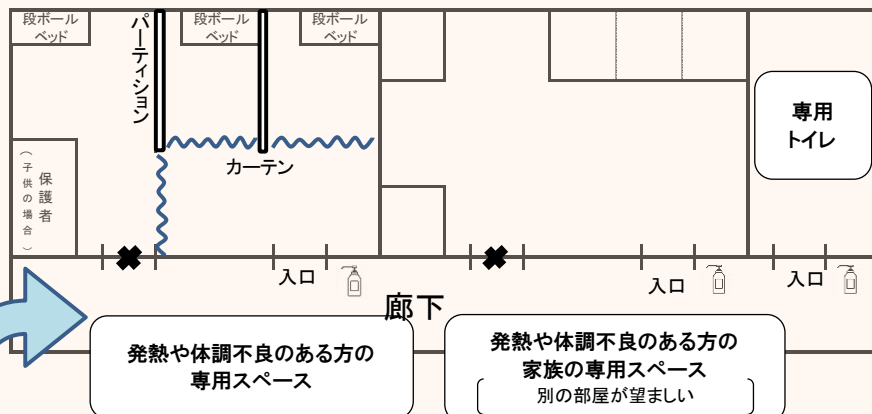


<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/16317>

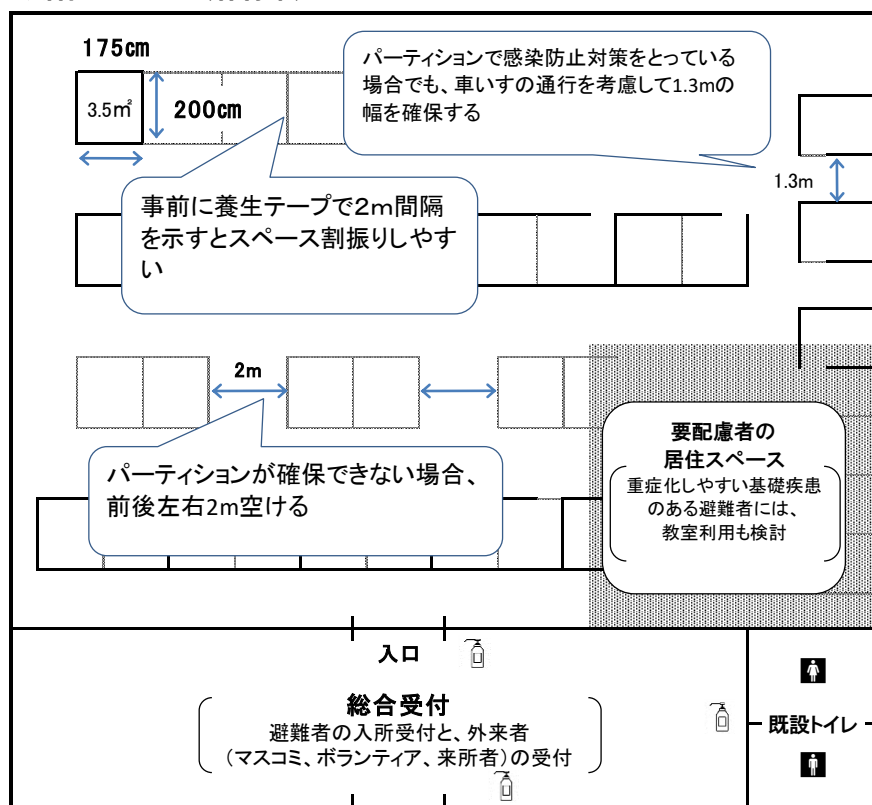
秋田県

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】

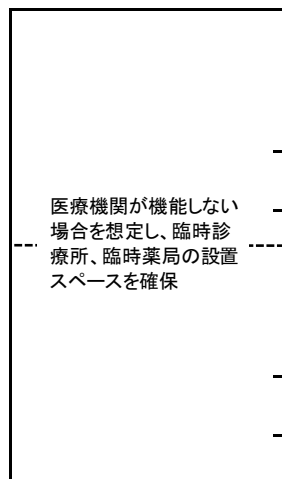
◆専用スペース（教室）※別紙「学校における専用スペース運用例」も参照



◆居住スペース（体育館）



◆臨時の診療スペース（教室等）



動線をしっかり分けること

発熱や体調不良

入口

発熱や体調不良なし

事前受付

〔体温・体調のチェック〕

消毒液

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐためのお願い

自らが感染を拡大する原因となる可能性を十分に意識して

「三つの密」を避けて過ごしましょう

三つの密とは「密閉された空間」「密集した場所」「密接した会話」のことです



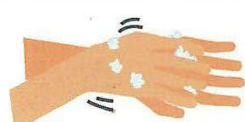
しっかり手洗いしましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、蛇口はできるだけペーパータオルやひじで止めましょう。

(首相官邸ホームページを加工して作成)

十分な距離をとり

咳エチケットを守りましょう。



そのまま咳やくしゃみをしたり、手で口と鼻を押さえたりするのはやめましょう。

周りに飛沫物が付着したり、手でドアノブ等を触ったりすることで、ウイルスが広がります。



①マスクを必ず着用しましょう。

マスクがなかったら



②ティッシュを使いましょう。

口と鼻を押さえ、すぐにふた付のゴミ箱に捨て、手を洗いましょう。ハンカチは何度も使うのでお勧めしません。

ティッシュがなかったら



③マスクもティッシュもない時は、手のひらでなく、ひじで口を押さえましょう。



みなさん一人一人の意識が感染症の蔓延を防ぎます！



北秋田市

北秋田市の新型コロナウイルスに関する情報はこちらから



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省の新型コロナウイルスに関する情報はこちらから



受付時 健康状態チェックリスト

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日:令和 年 月 日

氏名	年齢

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい ・ いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい ・ いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい ・ いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい ・ いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい ・ いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい ・ いいえ
7	吐き気がありますか？	はい ・ いいえ
8	下痢がありますか？	はい ・ いいえ
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい ・ いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい ・ いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？（症状： ）	はい ・ いいえ
12	現在、服薬をしていますか？（薬名： ）	はい ・ いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい ・ いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい ・ いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい ・ いいえ
16	乳幼児と一緒にですか？（妊娠中も含む）	はい ・ いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい ・ いいえ
18	てんかんはありますか？	はい ・ いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体 温	℃	受付者名	
滞在スペース・区画			

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

滞在スペースと区画の振り分けについて

- ① 総合受付にて、避難者に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画（パーティション〇〇番区画など）を決定する。

滞在スペース		状態	目安となる基準
集合スペース	避難者スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかった人
		要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	障がい者高齢者スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース	濃厚接触者ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目1にチェックした人
	発熱者等ゾーン	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目2～10にチェックがついた者、発熱がある人
	要配慮者ゾーン	要配慮者のうち、集合スペースでの避難が困難で、特に支援が必要な人	要配慮に関する項目14～18のいずれかにチェックがついた人（高年齢の方）、およびその家族
	妊産婦ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人	要配慮者に関する項目16にチェックがついた人のうち、希望する人

- ③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。
- ④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。